核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）等に対する意見公募の結果について

令和８年 11 月 11 日
原子力規制委員会

１．概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）等について、意見公募を実施しました。

期間：令和８年９月 18 日から同年 10 月 17 日まで（30 日間）
対象：

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）
- 原子力規制検査等に関する規則の一部を改正する規則

方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

２．意見公募の結果

〇提出意見数：９件[1]
〇提出意見に対する考え方：別紙のとおり

[1] 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものはなかった。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令等の改正案に対する御意見への考え方

令和８年 11 月 11 日

【注】提出いただいた御意見に関して、e-Gov で受領した際に一部文字化けした箇所や URL が置き換わった箇所については変更を加えた。また、個人や組織を特定できる情報については削除やマスキング処理を行った。

整理番号	提出意見	考え方
1	このたびの検査手数料の見直しに関し、検査手数料の増加について、昨今の物価上昇等の社会情勢を踏まえ、検査手数料の増額が必要となる事情については一定の理解をしております。一方で、その増加幅の妥当性を確認・理解するとともに、今後の手数料改定における予見性を確保する観点から、以下の通り意見を申し上げます。	
１－１	1. 受益者負担の範囲と公益負担の整理について 今回の改正案では、原子力規制検査の導入時に考慮されなかった人件費、物件費等を新たに計上し、物件費及び旅費を最新単価へ見直した上で、事業者の負担として反映する方針となっています。 原子力規制検査は、事業者への監督活動である一方、原子力災害防止や公衆の安全確保という重要な公益目的を有する行政活動と理解しておりますが、今回の改正方針は、規制検査による便益のうち、事業者が享受する部分と国民全体が享受する公益部分の境界が明確であるとは言い難く、その整理に関する論拠の提示を希望します。 また、受益者負担の範囲及び公益負担に関する検討や、国費負担を含む複数の費用負担方式の比較検討が行われている場合、その検討内容と検討結果の公開も併せて希望します。	➢ 一般に、手数料は、国が特定の者のために役務を提供するに際してその反対給付として徴収するものです。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）で定める手数料については、規制活動に係る実費を勘案してその額を定めています。 ➢ 原子力規制検査は特定の事業者の特定の施設を対象として行うものであり、当該検査の実施に要する費用については、役務の提供を受ける事業者に御負担いただくことが適当と考えています。 ➢ 今般の改正は、令和７年度第 46 回原子力規制委員会（令和７年 12 月３日）の議論のとおり、近年の物価及び人件費の高騰が原子力規制委員会の予算編成に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、手数料の算定方法の妥当性等を含めて見直しをするものです。 ➢ なお、原子力規制検査の手数料設定の枠組みは、制度の立案当時に、原子力規制検査を実施する検査量（検査時間の必要量）に応じて例外なく設定すること、この検査量の見積もりには原子力施設の種類や規模とその状況による安全上の影響の大きさを考慮することについて、原子力事業者を含めた関係者と議論した上で設定したものです。今般の改正は、上述の手数料に係る一般的な考え方も含め、これらの考え方を根本的に変えるものではありません。
１－２	2. 算定根拠及び検査費用の増額範囲について 今回の改正案では、加工施設において核燃料物質等の取扱いを行う年度の場合は、検査手数料が約 5 倍に増額されると認識しており	➢ 原子炉等規制法第 75 条では、手数料について「実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない」と規定されており、原子力規制検査に係る手数料（以下「検査手数料」という。）に

整理番号	提出意見	考え方
	ます。 しかしながら、算定の根拠となる「検査工数の実績」「検査官の人員体制」「対象施設数」「人件費」などの基礎データが十分に示されておりません。法令上、手数料は「実費を勘案して」定めるものとされており、新たに追加された検査費用を負担することとなる事業者が算定方法を正しく理解できるよう、工数実績や人員体制、対象施設数、人件費等、具体的な算定プロセス、根拠データに関する公表を希望します。	対し、原子力規制検査の実施に当たっての「実費を勘案」した結果として、新たに人件費を考慮するとともに、物件費及び旅費の単価を最新のものにするという対応を実施したものです。 ➢ 今回見直しを実施する検査手数料の算定の考え方については、以下の資料において明らかにしています。 第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月 30 日） 資料２ 原子力規制検査手数料の見直しについて ※URL：https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100017105?contents=NRA100017105-002-012#pdf=NRA100017105-002-012 ➢ また、上述のとおり、今回の改正は検査時間を見直すものではありません。それぞれの施設ごとに実施する標準的な検査時間については、以下のリンクのとおりすでに公開しています。 第 28 回検査制度の見直しに関するワーキンググループ 資料１－１ 原子力規制検査等の実施に係る法令等の整備について ※URL：https://www.da.nra.go.jp/view/NRA022011626?contents=NRA022011626-002-002#pdf=NRA022011626-002-002
１－３	3. 十分な猶予期間の設定と段階的導入の配慮について 今回のような高額な検査手数料の改正は、事業者毎の操業状態等にも応じて予算確保へ大きな懸念が生じる場合があります。 検査手数料改正を経営計画や研究開発計画等に適切に反映できるよう、改正の増額幅や実施時期に関して十分な猶予期間の設定や段階的導入など、更なるご配慮を希望します	➢ 猶予期間の設定については、今回の検査手数料の見直しにおいても、整理番号１－２に示したとおり、施行予定日の１年前から、検査手数料の算定の考え方とともに見積りや今般の改正に係るスケジュールを公開しています。 ➢ 令和２年度の原子力規制検査制度導入時では、「実費を勘案」の「勘案」の程度において物件費と旅費を計上し手数料の額を定めていましたが、令和９年度に施行する予定の本改正では、近年の物価や人件費の高騰を踏まえ検査手数料の見直しをするものであり、今後とも、適切な金額となるように検討してまいります。
２	**意見** 検査手数料の上限額を約 4.3 倍(941 万 1,400 円から 4,072 万 3,800 円）に引き上げる改正案には反対する。 **理由**	

整理番号	提出意見	考え方
	資料４の説明では、人件費の新規計上や物件費・旅費の単価更新によるものとされているが、上限額をこれほど大幅に引き上げる積算根拠（人件費の内訳、検査工数の妥当性、間接費の範囲など）が意見公募資料上で十分に示されていない。事業者負担の急激な増大に対する説明責任が果たされていない。 原子力規制検査は安全確保のために必要であるが、手数料は実費を勘案して定めるものとされている以上、過度な負担増は原子力発電所の運転継続や新規制基準適合に向けた投資を圧迫し、エネルギー供給の安定性や脱炭素化に悪影響を及ぼすおそれがある。上限の大幅引き上げは、将来的なさらなる増額を容易にする余地を残すものであり、慎重を期すべきである。 **提案**	
２－１	1.　積算根拠を詳細に公開し、人件費の新規計上の必要性と範囲を改めて検証すること。	➢　整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。
２－２	2.　上限額の引き上げを段階的に行うか、現時点では必要最小限の範囲に留めること。	➢　整理番号１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。
２－３	3. 事業者からの意見を反映した上で、再検討を行うこと。	➢　第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月 30 日）の議題２及び第 21 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年 10 月６日）の議題４における事業者との公開での議論を踏まえて、今般の改正案を取りまとめています。 ※第 19 回会合 URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100017105 ※第 21 回会合 URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100020643 ➢　よって、原案のとおりとします。
３	本当に人件費による値上げなのか？ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 65　条第１項に定める許認可手続き等に係る手数料については人件費を考慮しているというが、許認可手続き等にかかる手数料のほうが桁違いに安い。人件費以外の金額を考慮しているようにしか見えない。あるいは許認可手続きと検査の人件費が桁違いに異なるようにしか見えない。許認可手続きと検査の費用内訳を明らかにするこ	➢　整理番号１－２に示したとおり、許認可手続きに係る審査手数料と、今回見直しを実施する検査手数料の算定の考え方についても、第 19 回検査制度に関する意見交換会合（令和８年３月 30 日）の資料２で明らかにしています。 ➢　なお、第 32 回原子力規制委員会（令和８年９月 17 日）で説明のとおり、今後、審査に係るものも含めた規制業務全体について現行の手数料の適切性を検討していく予定です。

整理番号	提出意見	考え方
	と。	※URL：https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100020324
4	手数料の値上げ、という事だが、更に5倍程度に引き上げて、「きちんとした」規制検査をして頂きたい。中部電力のデータ改竄や、他の原発の耐震偽装、故障事故隠蔽など、原発への信頼は既に無いも等しい。 更には、規制側であるはずの原発規制委員から、「(原発企業を)信頼して確認する」などという、とんでもない発言も出た。 笊の様な検査で、甚大な環境被害・健康被害を起こす原発を運営されては堪ったものではない。漏れの無い検査が出来る様、手数料をちんと取るべきだ。	➢ 整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ 原子力規制委員会は、今後とも引き続き厳正に原子力規制検査を実施してまいります。
5	今回の手数料算定の見直しおよび上限額の引き上げについて、以下の理由から反対する。 後世への負担とリスクの先送り 数万年という単位で管理が求められる放射性廃棄物の処分問題や、取り返しのつかない事故リスクを抱える原子力発電を継続・維持するための規制コストを見直すこと自体、将来世代に対してこれ以上の負担と危険を先送りする行為に他ならない。 人口減少・人手不足の時代における矛盾今後さらに人口縮小や深刻な人手不足が確実視されているなかで、多大なリスクと管理コストを伴う原子力に依存し続ける社会構造は持続可能ではなく、日本が率先して縮小して世界へアピールしてほしい。 安全規制コストの形骸化・肥大化への懸念人件費や物件費の高騰を理由に検査手数料や上限額を引き上げることで、結果的に原発の維持・延命を裏側から支える仕組みを強化することに繋がりかねない。 現代社会のライフスタイルやエネルギー消費そのものを縮小・転換していくべきであり、原発を前提としたコスト算定の改定には賛同できない。	➢ 整理番号１－２の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ なお、原子力規制委員会は、原子力利用の在り方について意見を述べる立場にありません。
6	今回の改正案において、原子力規制検査の手数料上限額を「4,072万	➢ 整理番号１－１及び１－２の御意見に対する考え方を御参照くだ

整理番号	提出意見	考え方
	円」へと大幅に引き上げる方針が示されていますが、そもそも原子力発電関連事業にかける国家的なコストや人的リソースの配分そのものを根本から見直すべきであると考え、本改定および原発関連事業の継続に反対、あるいは早期の事業撤退を求めます。 現在、日本各地では自然災害が頻発し、多くの被害やインフラの老朽化・破損が深刻な問題となっています。限られた税金、時間、そして専門的な人材は、国民の日常生活に直結する全国各地の地方インフラの修理や災害対策へ最優先で集中させるべきです。 原子力発電は、使用済み放射性廃棄物の最終処分場（いわゆるトイレ）さえ未だに決まっておらず、放射性汚染水による環境への懸念など、将来世代に多大な負担を先送りし続けています。生活の維持費がかさむ局面において不要なコストから順次手を切るべきであるというのは、庶民の日常生活における極めてシンプルかつ的確な危機管理の判断です。 原発の維持やその検査・規制のためにこれ以上の莫大なコストや組織的エネルギーを割き続けることは、結果として送電網の利用料や市場価格を通じてすべての電気利用者に負担を波及させることになり、日本国の存続や持続可能な発展を阻害します。 したがって、目先の手数料の帳尻合わせを行うのではなく、原発関連事業は即刻すべて廃止・廃業・閉鎖を選択し、真に未来のある分野や既存インフラの安全対策へとリソースを全面シフトすることを強く要望します。	さい。 ➢ なお、原子力規制委員会は、原子力利用の在り方について意見を述べる立場にありません。
7	急激に値段を上げすぎている。大反対である。 実質的な増税に他ならない。せめて経過措置を設けて段階的にあげるのが筋ではないか。これが電気代に上乗せされ国民負担に繋がることを危惧する。この金額分を電気代に上乗せすることを禁じることも付	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。 ➢ なお、原子力規制委員会は、個別の電力会社の電気料金の設定について関与する立場にありません。

整理番号	提出意見	考え方
	記せよ。	
８	値上げ反対	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。
９	値上げが大幅すぎる	➢ 整理番号１－２及び１－３の御意見に対する考え方を御参照ください。